

船舶事故調査報告書

平成28年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年4月22日 03時00分ごろ
発生場所	沖縄県宜野座村宜野座漁港東方沖 伊計島灯台から真方位008° 4.6海里付近 (概位 北緯26° 28.5′ 東経128° 00.5′)
事故の概要	漁船第八隆生丸は、西南西進中、乗り揚げた。 第八隆生丸は、船底外板に破口を生じた。
事故調査の経過	平成27年4月22日、調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八隆生丸、4.75トン
船舶番号、船舶所有者等	ON3-130122（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
死傷者等	なし
損傷	船底外板に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、無風、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が操舵室の椅子に腰を掛けて約10ノットの対地速力で手動操舵によりうるま市赤野漁港に向けて帰航中、水深約50mの海域を航行していると思っていたところ浅瀬に乗り揚げた。 船長は、本船に備えられたGPSプロッターの画面を表示していたが、使用方法を理解していなかった。 本船の喫水は、船首及び船尾共に約1.0mであった。 船長は、出港前に航行する海域の水路状況を確認していなかった。 海図W228A（金武湾）によれば、本事故発生場所周辺は、干出浜の記載がある。
分析	本船は、船長が、航行予定海域の水路状況を確認していなかったことから、浅瀬に向かって航行し、乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が、航行予定海域の水路状況を確認していなかったため、浅瀬に向かって航行し、乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航海計器の取扱いに習熟するとともに航行予定海域の水路状況の確認を行うこと。